



# 令和4年度 各種助成金のご案内



島根労働局雇用環境・均等室

☎0852-20-7007

## ●ご留意いただきたいこと

- ・く >内の金額は、生産性要件(p2 参照)を満たした場合の助成額(率)です。
- ・ご紹介する助成金は、要件を満たした日によっては令和3年度以前の要件に該当し、支給額が異なる場合があります。
- ・助成金の内容や要件、支給額については変更される可能性があります。
- ・支給要件、申請期間などを必ず確認のうえ申請してください。
- ・国の予算額に制約されるため、申請期間内であっても受付を締め切ることがあります。

## ☎ 仕事と育児・介護・不妊治療の両立支援、女性の活躍推進に取り組む事業主の皆さまへ

### 1 両立支援等助成金

#### 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
②	第2種	1 事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円> 2 事業年度以内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円> 3 事業年度以内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円>

#### 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合、または仕事と介護の両立支援制度の利用者が生じた**中小企業事業主**に支給します。また、新型コロナウイルス感染症の対応として、特別な有給休暇の利用者が生じた場合の特例があります。

A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>	※A～Cいずれも 1事業主当たり 1年度に5人まで
	職場復帰時	28.5万円<36万円>	
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>	
C 新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満：20万円 10日以上：35万円	

#### 育児休業等支援コース

##### ① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に**中小企業事業主**に支給します。

A 休業取得時	28.5万円<36万円>	※A・Bとも1事業主2人まで (無期雇用労働者1人、 有期雇用労働者1人)
B 職場復帰時	28.5万円<36万円>	

##### ② 業務代替支援

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に支給します。

A 新規雇用	47.5万円<60万円>
B 手当支給等	10万円<12万円>
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	9.5万円<12万円>

### ③ 職場復帰後支援

法を上回る子の看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入し（一定の要件を満たしていることが必要）、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた中小企業事業主に支給します。

制度導入時		28.5万円<36万円>	AまたはBいずれか1回のみ
制度利用時	A 子の看護休暇制度	1,000円<1,200円>×利用時間	上限：200時間<240時間>
	B 保育サービス費用補助制度	補助した費用の2/3	上限：20万円<24万円>

### 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度や両立支援制度を利用させた中小企業事業主に支給します。

A 環境整備、休暇の取得等	28.5万円<36万円>
B 長期休暇の加算	28.5万円<36万円>

### 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得できるよう、有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に支給します。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金			申請期限  <b>令和5年5月31日</b>
助成額	15万円	※1事業場1回限り	
両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース			
対象労働者1人当たり	28.5万円	※1事業所あたり5人まで	

### 生産性要件について

事業所における生産性向上の取組を支援するため、以下の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、労働関係助成金（一部）において助成額又は助成率の割増等を行います。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}(\ast)}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が
- ・その3年度前に比べて6%以上伸びていること または
  - ・その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること★  
（★この場合、金融機関から一定の事業性評価を得ていること）

(※)付加価値（企業の場合）  
営業利益＋人件費＋減価償却費＋  
動産・不動産賃借料＋租税公課



詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

## 2 業務改善助成金

申請期限：令和5年1月31日

中小企業事業主が事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資（機械設備の導入等）等を行う場合、設備投資等にかかる費用の一部を助成します。

助成対象事業場：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内かつ事業場規模100人以下

〈 〉内は生産性要件を満たした場合の助成率

コース区分	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額※1
30円コース	30円以上	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 〈9/10〉	1人以上～	30万円～120万円
45円コース	45円以上		1人以上～	45万円～180万円
60円コース	60円以上	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 〈4/5〉	1人以上～	60万円～300万円
90円コース	90円以上		1人以上～	90万円～600万円

※上限額は引上げ労働者の人数によって変動します。

## 3 働き方改革推進支援助成金

働き方改革の推進のため、労働時間の縮減や勤務間インターバルの導入などに取り組む中小企業事業主や、傘下企業を支援する事業主団体に、働き方改革に向けた取組にかかった経費の一部を助成します。

※支給対象となる取組には定めがあります。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

※成果目標の達成状況により、助成上限額が変動します。

### 労働時間短縮・年休促進支援コース

申請期限：令和4年11月30日

36協定の時間外労働時間数を縮減させる場合や、特別休暇制度・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入する場合に助成します。

助成率	3/4～4/5	上限額	25万円～250万円
-----	---------	-----	------------

※賃金引上げを行う場合、上限額に15万円～240万円を加算

### 勤務間インターバル導入コース

申請期限：令和4年11月30日

勤務間インターバル制度を新規に導入、または拡充する場合に助成します。

助成率	3/4～4/5	上限額	40万円～100万円
-----	---------	-----	------------

※賃金引上げを行う場合、上限額に15万円～240万円を加算

### 労働時間適正管理推進コース

申請期限：令和4年11月30日

労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成します。

助成率	3/4～4/5	上限額	100万円
-----	---------	-----	-------

※賃金引上げを行う場合、上限額に15万円～240万円を加算

### 団体推進コース

申請期限：令和4年11月30日

事業主団体などがその傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、時間外労働の削減などに向けた取組を実施した場合に助成します。

助成上限額	500万円～1,000万円
-------	---------------

## 4 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に、テレワークの導入に関する経費（テレワーク用通信機器等の導入・運用、労務管理担当者に対する研修等）の一部を助成します。

	①機器等導入助成	②目標達成助成
支給額	支給対象経費の30% 上限額：100万円 又は 20万円×対象労働者数	支給対象経費の20%＜35%＞ 上限額：100万円 又は 20万円×対象労働者
おもな要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにテレワークに関する制度を規定した就業規則を整備すること</li> <li>・テレワーク実施計画認定日以降、助成対象となる取組を1つ以上行うこと</li> <li>・テレワーク実績が一定の条件を満たすこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の離職率目標を達成すること</li> <li>・所定のテレワーク実績があること</li> </ul>

## 5 キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するための取組を支援します！

### 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に支給します。

#### ■ 支給額

- ① 有期 → 正規：1人当たり 57万円＜72万円＞（42万7,500円＜54万円＞）
  - ② 無期 → 正規：1人当たり 28万5,000円＜36万円＞（21万3,750円＜27万円＞）
- ＜①、②を合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで＞

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

※別途加算措置があります。

### 賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成

#### ■ 支給額

- ① 1～5人：1人当たり 32,000円＜40,000円＞（21,000円＜26,250円＞）
  - ② 6人以上：1人当たり 28,500円＜36,000円＞（19,000円＜24,000円＞）
- ＜1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ＞

※別途加算措置があります。

★ **キャリアアップ助成金には賃金改定に関するものなど他にもコースがございますので、ぜひ厚生労働省HPをご覧ください。**

★各助成金には詳細な要件が定められています。

申請にあたっては厚生労働省HPを必ずご確認ください、ご不明点等はお問合わせください。

#### ● お問合わせ先 ●

＜1～4について＞ 島根労働局雇用環境・均等室 ☎0852-20-7007

＜5について＞ 島根労働局職業安定部助成金相談センター ☎0852-20-7029



厚生労働省HP